

2009年度研究計画

<p>所属研究科：高等司法研究科</p>	<p>氏名：松井 和彦</p>
<p>研究題目： 契約解除原因に関する研究</p>	
<p>キーワード： (契約解除権) (解除原因) (債務不履行) (履行遅滞) (履行不能) (契約危殆)</p>	
<p>研究の概要：</p> <p>わが民法典においては、契約解除権の要件を定めた総則規定は、3箇条である。すなわち、遅滞に関する総則規定である民法541条、定期行為の遅滞に関する542条、不能に関する543条である。このように、わが民法典においては、「総則規定」とはいうものの、個別の債務不履行態様ごとに解除に関する規定が置かれており、文字通りの包括的な総則規定は存在しない。しかも、債務不履行には遅滞・不能以外にもさまざまな態様があり、上記3箇条のみでは多様な債務不履行態様に十分に対応しきれない。そこで、従来、判例・学説は解釈論を通じて、遅滞・不能以外の債務不履行においても契約解除権を認めている。これらの判例・学説は、事案ごと、契約類型ごと、債務不履行態様ごとにアドホックな解釈論を展開しているようにみえるが、そこに共通する根本思想を看取することができないであろうか。このような問題意識に基づき、契約解除権を認めるに足る事由とはどのようなものなのか、について研究を行う。</p> <p>具体的には、第1に、わが民法典に明文の規定のない不完全履行を理由に契約解除権が認められる場合に、判例・学説がどのような要件を必要としているのかについて、分析を行う。とりわけ、遅滞の場合に催告の процедуруを設けていることの意義、定期行為における遅滞の場合に即時解除権を定めている理由、不完全履行の場合における契約解除権の要件、付随義務違反の場合における契約解除権の要件、継続的契約における契約解除権の要件をめぐるわが国の議論について、検討を行う。これらの作業を通じて、各法理に共通する理念を析出することを試みる。</p> <p>第2に、わが国におけるあるべき解釈論ないし解除法体系を構築するための手がかりとして、比較法的検討を行う。具体的な検討対象は、2002年に大幅に改正されたドイツ債務法と、1980年に成立し1988年に発効した国際動産売買に関する国連条約（通称ウィーン国連売買条約）およびその他の国際取引法規範である。ドイツ債務法は、いうまでもなく、わが民法典およびその解釈論に大きな影響を与え続けており、近時の大幅改正によってドイツにおける解除規定がどのような変更を受けたのか、改正法によってどのような考え方が導入され、またはどのような考え方が維持されたのかを知ることは、わが国における解除法体系の構築にとってきわめて有益である。他方、ウィーン国連売買条約は、法文化、法の歴史、法規定がそれぞれ異なる世界各国から代表者が集い議論を重ねた末に成立した国際取引法規範である。したがって、文化、歴史、各国内法の違いを越えて広範な妥当性を有する法規範ということができる。このような国際取引法規範において採用されている解除法体系や契約解除権に対するアプローチは、やはりわが国における解除法体系の構築にとってきわめて有益である。とりわけ、わが国のウィーン国連売買条約への加盟に向けて準備作業が進められている現在、ウィーン国連売買条約の規定を無視することはできない。</p> <p>これらの比較法的検討を踏まえ、わが国における従来の判例・学説をいま一度整理し、契約解除権の根拠に関する基本的考え方（不履行当事者への制裁なのか、それとも存在意義を失った契約関係の解消なのか等）を確認したうえで、契約解除権に関する一般的要件を明示し、そのうえで具体的要件ないしメルクマールを提示することを、研究の目的とする。</p>	